

情報化社会に寄せて

西澤 紘一

(職業能力開発総合大学校情報工学科)

20世紀型の高度工業化社会から21世紀型の情報・知価社会へ緩やかに変化してゆく過渡期であることを実感する昨今である。インターネット、ブロードバンド、デジタル放送など新しい情報のインフラの話題が毎日のように新聞紙上ににぎわしている。

さて、情報化社会を一般論で述べるのはきわめて困難である。なぜなら、その中味はハード、ソフトの進歩から人間の考え方や社会の規範までが変わろうとする一種の革命現象が起きているといっても過言ではないからである。そこで、“情報”というキーワードを筆者なりに分析を試みたい。第1に、“情報の独占化”を取り上げる。知的所有権の保護という大義名分で、知価が国家の技術戦略のひとつであることはよく知られている。特にデジタルコンテンツの時代となつて、創造的著作物の保護については、違法コピー問題対策として、いっそう強化される傾向にある。しかし一方で、著作物がパブリックドメインとして人類共有財産であるとの考え方が出てきた。出版や映画、音楽分野の著作物の保護期間が、米国において著作権保護という名目で再三延長され、今日では95年間の長期にわたっている。これは、著作権が著作物を創造した本人の意思というよりはむしろ、巨大メディア企業がビジネスとして独占することによりきわめて大きな利益をもたらす源泉となつてきたからに他ならない。情報化社会では、知恵や情報が経済的価値をもつことは間違いないが、過度な保護はかえって創造活動を阻害するのではないかとの意見が出てきていることに注目したい。特に、米国では著作権の保護期間が長すぎるとの訴えが出され、論議をよんでいる。

第2は、“情報の不確定性”の問題である。情報とは、予測精度を上げようとするすると予測幅が広がってしまう。すなわち、ある情報を取ろうとして、プループを入れると調査対象となる情報そのものが影響を受けて変化してしまうことが多い。すなわち、物理現象のように固定した対象を測定するのではなく、被対象物である情報とは、常に流動的で一刻も静止していない存在であり、測定者との相互作用を考慮する必要が出てくる。したがって、情報を扱うときには、常に相対的な関係を十分理解して対処する必要がある。

第3が、“情報の自己増幅性”である。情報とは、初期段階では、雑多な情報源が互いに競合しつつ多様性をもって存在するものである。しかし、一定の閾値を超えると情報が自己増幅を始め、情報源の意思とは別にきわめて偏ったコンセンサスを作ってしまう危険がある。マスコミ被害の例は枚挙に暇がない。通常は、多様な価値観がぶつかり合い自己点検を受けつつ適当なレベルに収まっていくものであるが、恣意的に利用しようとする人物があらわれた場合きわめて危険な存在となる。こうしたいきすぎをチェックする手立ては、徹底した情報公開以外にない。情報は、それ自体不可逆性をもっており、いったん流通するとたとえ間違っているでも取り返しがつかない。したがって、情報を扱う人や機関は、情報のもつ特異な性質をよく理解して発信しなければならない。

高度情報化社会は、人類が情報という手段で時間と空間を克服した新しい時代である。同時に、情報や知価が経済的価値をもち社会生活にも重大な影響を与える時代でもある。情報化社会で研究開発やビジネスを行うわれわれにとって、単なる技術開発や製品化という視点だけではなく、われわれの扱う情報のハードやソフトが日常生活や社会全体に及ぼす影響やインパクトについても、常に関心をもってすごしたいものである。